

竹原市集中改革プラン

平成18年6月

竹 原 市

目 次

1	策定の要旨	2
	(1) 地方分権型行政システムの構築	
	(2) 持続可能な財政構造・基盤の確立	
	(3) 今後の取組方針	
2	重点目標	6
	(1) 開かれた市政の実現と協働・住民参加の推進	
	(2) 積極的な情報の発信	
	(3) 効率的な行政運営	
3	個別の重点施策	8
	(1) 開かれた市政の実現と協働・住民参加の推進	
	協働によるまちづくりを推進	
	効果的で効率的な住民との協働を進める行政組織づくり	
	(2) 積極的な情報の発信	
	I Tの進展に対応した行政情報化の推進	
	(3) 効率的な行政運営	
	行財政改革を支える職員の意識改革と政策形成能力の向上	
	内部管理経費の削減	
	施策の見直し	
	公共事業の見直し	
	市税等債権の確保	
	手数料，使用料等の適正化	
	民間資金等の導入の検討	
	企業会計の経営健全化	
	《参考資料》別冊	
	財政効果の計画	1
	竹原市の財政の現状	2

竹原市集中改革プラン

1 策定の趣旨

本市では、昭和50年度に当時の高度経済成長とともに拡大する住民ニーズに対応できる財政構造を確立する目的で、「竹原市行財政再建基本計画」を策定したのを皮切りに、数度の行財政改革案をまとめながら、安定的な行財政運営に努めてきたところです。

そうした中、社会経済活動の情報化・国際化の進展や全国的な少子高齢化社会への移行等、国内外の社会環境の急速な変化に対応していく必要があります。このため、「国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る」との理念のもと、地方分権一括法が平成12年4月に施行されました。現在、従来の中央集権型行政システムから、個性豊かな地域社会を形成するために地方分権型行政システムの構築を進めているところです。

本市における地方分権型行政システムの構築については、「行政サービスの権限を住民に近い場所へ」を基本に、今後予想される権限移譲に対応する行政基盤の強化・確立や、合併も視野に入れた市の将来像の議論を進めるなど、地方分権の時代に即した取り組みを行っています。

「21世紀の竹原市のまちづくりを支える行政システム」の構築を目的に、平成13年策定の竹原市行財政改革大綱を踏まえ、行財政改革を計画的かつ着実に実施するため「竹原市行財政改革実施計画」（平成13年度から平成17年度）を策定し、実施したところです。

一方、平成15年6月、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」の閣議決定に基づく「国庫補助負担金の見直し」、「地方交付税の見直し」、「税源移譲等の見直し」の三位一体の改革が行われる中で、地方税財政の先行きが不透明な状況となっています。現行の行政システムでの改革では、持続可能な財政運営は困難が予想されるとの判断から、緊急に実施すべき行財政対策案をとりまとめ、地方分権の趣旨に則り、「地方分権型行政システムの構築」と「持続可能な財政構造・基盤の確立」の2点を柱とした「竹原市緊急行財政対策プログラム」（平成17年度から平成21年度）を策定しました。

さらに、平成17年3月に国から示された、公表を前提とした「集中改革プラン」策定の指針を受け、「竹原市緊急行財政対策プログラム」を再編した「竹原市集中改革プラン」を策定しました。

「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」による改訂

市町村合併の進展等を踏まえ、平成 17 年 3 月 28 日、総務省から「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」が示されました。

既に、竹原市においては、「竹原市緊急行財政対策プログラム」に基づいた、分権型社会の構築に向けた協働のまちづくりと持続可能な財政構造の確立、さらにはこれらを支える職員の意識改革について取組みを進めていました。

総務省指針に基づき、「事務事業の再編・整理・廃止・統合」、「民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）」、「定員管理の適正化」、「手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当の見直し等）」、「第三セクターの見直し」、「経費節減等の財政効果」について、新たな改革メニューの追加などの見直しを行ない、「竹原市集中改革プラン」を策定しました。

(1) 地方分権型行政システムの構築

今後進んでいく権限移譲や多様で複雑化する行政課題に対応するためには、専門性の高い職員集団としての一定規模の行政基盤が必要であり、それを支えることができる財政基盤が必要です。

こうした視点を持って、今後も合併について指向する必要がありますが、合併するしないにかかわらず、竹原市が個性豊かで活力のある地域として、地域特性を活かした「住民が住んでよかった」と誇れるまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、「行政と住民が新しいパートナーシップのもとで、行政サービスがより効率的効果的に提供できる行政システム」を構築していく必要があります。

分権型社会で地方公共団体に求められているものは、「自ら治める責任の拡大と住民ニーズを迅速的確に把握し行政に反映していくこと」であり、住民参加の促進、公正の確保と透明性の拡大、簡素で効率的な執行体制など、次のような施策に取り組んでいく必要があります。

ア 住民自治の充実

分権型社会では、地域における自己決定と自己責任の原則が貫かれており、その前提として住民自治の充実が必要です。そのため、自治会の育成等を通して自治会と行政が協働し、地域の問題の解決を図れる仕組みづくりに取り組みます。

イ 行政と住民が協働し、役割分担する施策の展開

「住民が求める多様なサービスを提供できるのは行政だけではない」との考えに立って、住民・コミュニティ組織、NPO等の諸団体と行政が新しいパートナーシップのもとで、様々なサービス提供に協働して取り組み、新たな活動実績をつくり出すことにより、住民主導のまちづくりが活性化され、郷土である竹原市に住むことを誇りに思うまちづくりの施策を展開します。

ウ このため、協働の仕組みづくりを支援する組織体制を整備します。

エ 補助金については、従来の慣例的な制度の見直しを行うこととし、協働の観点に立ったまちづくりに取り組む活動を支援する補助金制度を創設します。

オ 職員の能力を最大限に発揮させるシステムを構築します。

- ・人材育成方針の策定
- ・給与任用制度の確立、勤務評価制度の導入による人事管理システム

(2) 持続可能な財政構造・基盤の確立

持続可能な財政構造を確立していくためには、効率的な財政運営を進める必要があります。その基本は最小の経費で最大の効果を挙げることであります。行政組織の効率化を図り、管理経費を節減し、住民福祉に直接つながる行政経費を増加させる必要があります。

併せて、行政の量的・質的な向上を図るとともに、住民にとって適正な負担となるように抑える必要もあります。そのためには、国や県等の補助制度等の有効活用はもとより、適正な税の徴収や使用料・手数料などの税外収入の確保に努めていきます。様々な財政措置を充分把握したうえで、適切な財政計画を策定し、必要な財源を確保しながら重点事業を実施する中で、限られた財源をより特色ある施策に活用していくことが重要となります。

そのため、次のような施策に取り組んでいきます。

ア 簡素で効率的な行政組織に改めることにより、給与関係経費の削減を行います。

平成15年度に定めた定員管理計画に基づき、行政組織を弾力化するための常勤職員の削減を行います。

必要な業務における嘱託員制度等を活用し、多様な雇用形態の中で効率的なサービスを提供する柔軟な組織とします。

イ 事務事業の見直し

施策を点検するシステムを導入し、事務事業の適切な選択と事業の重点化に取り組めます。

事務事業の実態調査結果を踏まえ、当初予算の編成時に人件費、公共事業費等の、公債費等を除いた要求限度額（シーリング）の設定を図ります。

補助金総枠について、公募制の導入や終期や補助率の上限を設定するなど、節減を図ります。

公共事業については、国や県の公共事業の見直しに対応した市事業の精査を行います。

ウ 歳入の確保について

市税等の債権確保対策を行います。

- ・ 税務課に国税徴収に通じた嘱託員を配置するとともに，職員の変則勤務制度の導入
- ・ 悪質滞納者への債権差押え等の取組みの強化等
- ・ 未利用財産の有効活用
- ・ 使用料等の適正化

(3) 今後の取組方針

ア 実施期間

「竹原市集中改革プラン（竹原市緊急行財政対策プログラム）」の実施にあたっては，平成17年度から平成21年度までの5カ年間の具体的な取り組み目標を策定し，着実に推進します。

イ 推進体制

このプランの総合的かつ組織的な推進を図るため，全庁をあげて改革を実行していくとともに，市長を本部長とする「竹原市行財政改革推進本部」において，進行管理を行います。

ウ 進捗状況の公表

本プランに基づく改革項目の進捗状況は，「広報たけはら」や「竹原市ホームページ」などによって公表していきます。

2 重点目標

市財政は、市税収入が伸び悩む中、人件費、扶助費、施設管理運営費の恒常的増加などにより、平成14年度以降の人件費の抑制にもかかわらず、平成17年12月時点の財政推計により、今後、約27億円の財政調整基金等（平成17年5月時点の取崩し可能な基金残高の計）を取崩しながらの財政運営を余儀なくされる見込です。

このため、直面する喫緊の課題として、この三位一体改革等による市財政への影響を可能な限り抑制を図り、持続可能な財政構造の確立を目指す必要があります。

このような状況から、平成17年度から21年度を行財政対策の緊急の取組期間として位置づけ、推進に当たっては、事業の選択や安定した行財政運営を行うとともに、新しい時代の情勢について住民と情報を共有しながら、現在及び今後の課題に応えることができるよう、次の3点を重点項目として取り組みます。

(1) 開かれた市政の実現と協働・住民参加の推進

地方分権に積極的に対応すべく、竹原市は、自主・自律的なまちづくりを住民との協働で進めるために、住民に分かりやすく透明性の高い行政を推進するよう、説明責任を果たすことと、住民の多様な声を施策に反映させる取組みを行います。

また、国等において、公共部門の民営化や社会保障制度の改革などが示されているように、住民や企業の役割がより大きくなりつつある現在、福祉サービス、保健活動、ごみ、環境活動への取組み、地域のまちづくり活動など、全国的には、住民、NPO、公益活動団体、企業などが、行政とともに、公的サービスの担い手になっているが、竹原市においては、平成14年度に区長制から自治会制度へ移行し、平成17年度末でのNPO法人は4団体にとどまるなど、住民主体のまちづくりの担い手育成への取組みは、まだまだ緒についたばかりであります。

こうした中で、複雑・多様化する住民ニーズをできるだけ身近な行政に反映させるために、行政と住民の対話、住民の審議会の参画等、政策の形成・実施段階において、住民・企業等の発想と意欲を活かした「相互信頼と協働」を目指し、住民やNPOとの連携・協働による施策を展開することで、市をはじめとする行政と民間との新しいパートナーシップによる、行政サービスのより効率的、効果的な提供や、住民ニーズに地域社会全体で対応するための、住民、企業、NPO、行政等が連携・協働していく仕組みづくりである「分権型社会システム」の構築を目指していきます。

(2) 積極的な情報の発信

行政改革を推進するためには、住民の理解と協力が不可欠です。市政の課題や政策への取組み状況等を住民に伝え、情報を共有する必要があります。IT（情報技術）を活用した行政情報の提供など、積極的に情報発信の取組みを進めていきます。

(3) 効率的な行政運営

行政を一つの企業体とみなし、事業のあり方を、成果とコストの評価から見直したり、財源、人員等の経営資源の最大活用に取り組んだりすることで、サービスの向上と効率的な経営を実現し、意欲のある人材を活かしていく仕組みをつくります。

また、着実に事業を実施していくためには、計画(PLAN) - 実施(DO) - 評価(CHECK) - 改善(ACTION) <PDCAサイクル>が重要であり、常に社会経済情勢や住民ニーズ等を把握し、事業の計画、実施に反映させていく必要があります。計画した事業は実施で完了するものではなく、継続して事業の評価を行い、広く意見を聞きながら、事業の見直しやサービスを改善するというサイクルを確立させていきます。さらに、財政的な制約があるなかで、住民ニーズに対応していくためには、施策の点検による事業の重点化や、持続可能な行財政運営への取り組みを行っていきます。

事務事業については、公的サービスとしての意義が薄れていないか、最も効果的なサービスの担い手は誰か、行政が直接サービスすべきか、その効果とコストの関係はどうかなど、事務事業の実態調査を実施しながら、事業の総点検を行う必要があります。例えば、住民サービスをより効率的・効果的に提供する手法として、「民間でできるものは民間へ」の考え方を導入して、民間で実施可能な事業については、民間への移管を検討するなど、行政と民間の役割分担の明確化を図っていきます。

3 個別の重点施策

(1) 開かれた市政の実現と協働・住民参加の推進

協働のまちづくりを推進

「開かれた市政の実現と協働・住民参加の推進」のため、既存の自治組織に加え、ボランティアやNPOといった住民団体の活動による、まちづくりへの参加意識の醸成や連携が重要です。住民団体が主体的に活動できるよう情報の提供や交流・活動の支援に努め、住民や住民団体と行政との協働によるまちづくりを推進します。

あわせて、市の関連団体等が市に依存しないで、自主・自立的な運営基盤が確立できるように、その取組みを支援します。

〔目標〕

住民、住民団体及び企業との協働によるまちづくりを推進するため、住民協働のあり方等について、基本方針を策定し、協働のパートナーである住民・自治会・ボランティア、NPO等との協働施策等を具体的に推進する体制等を整備します。

支援事業の実施

～協働のまちづくりを推進するための目標・将来プランの策定

・基本プラン

・実行プラン...地域の防災、福祉プラン等の策定

協働のまちづくり推進室の設置

～住民協働を総括し、自治組織の育成・指導・振興、NPO等の活動の推進・支援、里親制度の推進を図る部署を新たに設置

アドバイザー（指導員）の設置

NPO相談窓口（サポートセンター）の設置

庁内体制の整備

～全庁あげて住民協働の推進を図ることができるよう、庁内の連絡会議を活用し、各部課に推進委員となる職員を配置

補助金の見直し

～市単独補助制度について、ゼロベースでの見直しを行うこととし、協働の視点に立って、まちづくりに取り組むものの支援を行う制度に見直します。

住民との協働を進めるため、積極的な情報提供・情報発信を行い、市政運営に積極的に参画していただけるよう、市政懇談会の開催や、ホームページの充実、審議会への公募制の拡充等を図ります。

【協働のまちづくり推進プラン（17年10月）による展開方向】

活動の拠点づくり

新しい地域コミュニティによる住民協働のまちづくりをすすめるため、単位ごとに活動する場、話し合いの場となる活動拠点の充実を図っていくこととし、将来、地域コミュニティの活動や拠点の充実が図られた後には、市全域にまたがる地域コミュニティの横断的な議論の場、あるいは活動の拠点として、既存施設を有効利用し「まちづくり支援センター（仮称）」の設置を検討していきます。

人材の育成・啓発

新しい地域コミュニティを形成するには、地域へのアドバイザー（専門家）の派遣・リーダーの育成などの支援体制を図ります。

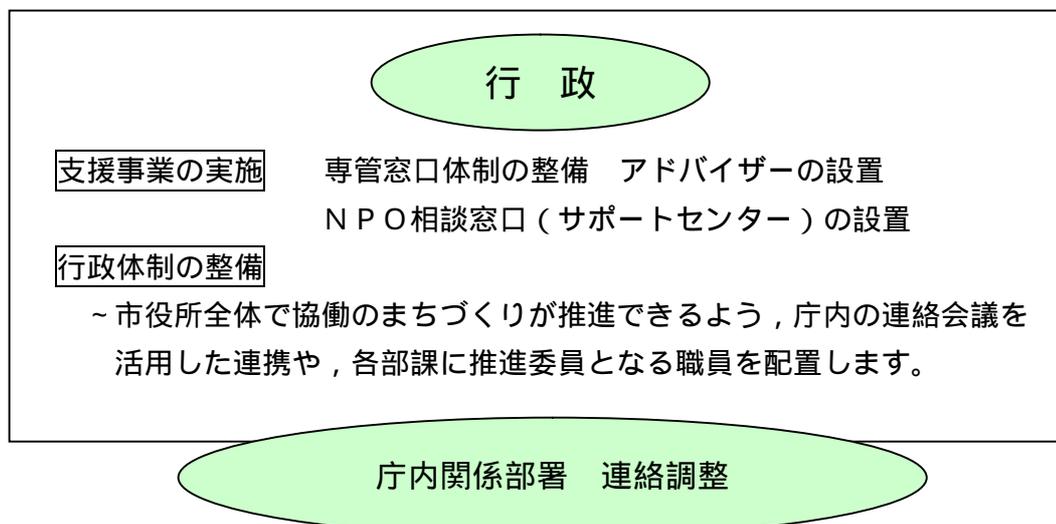
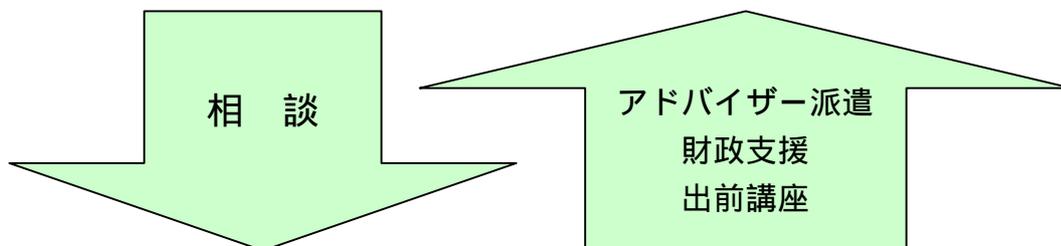
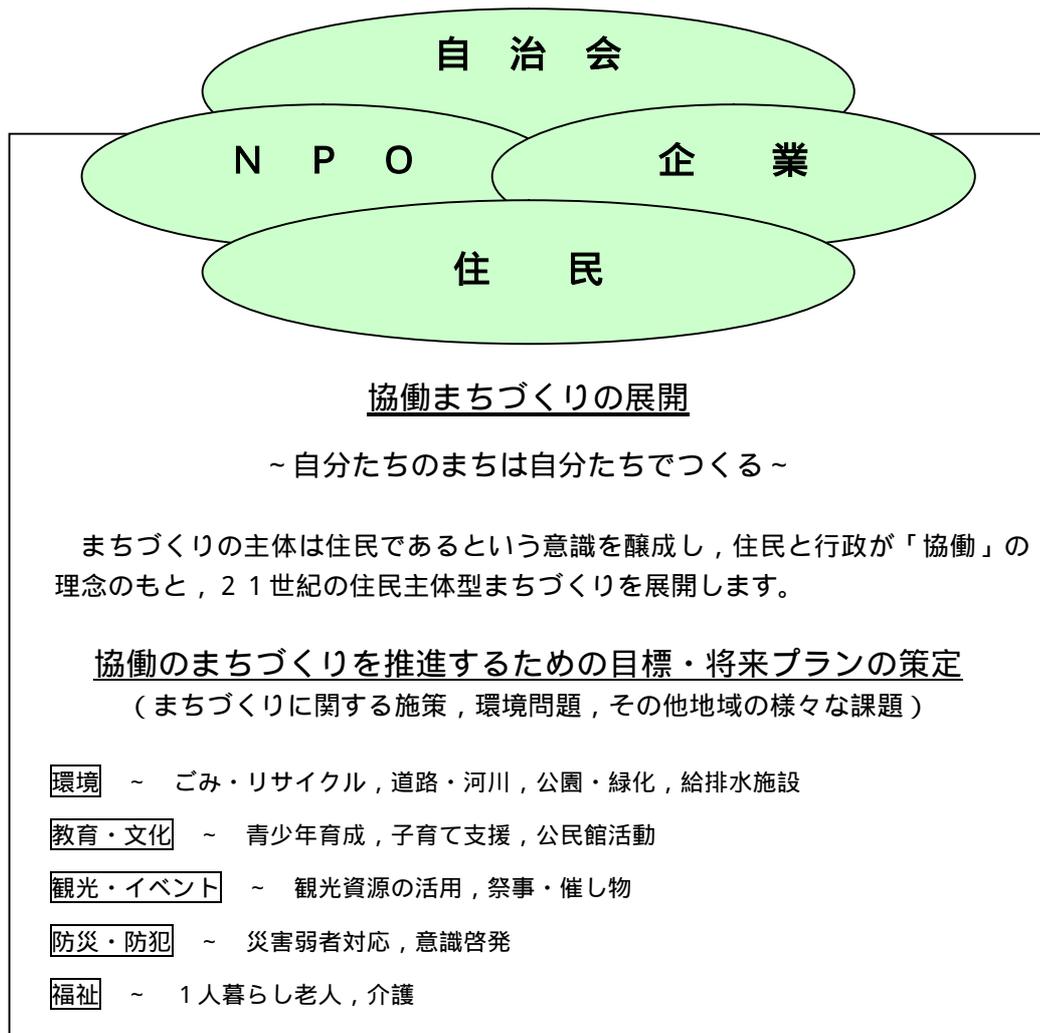
市職員については、意識改革に係る研修をすすめ、地域活動への参加を積極的に促し、実践的な参加と取り組みにより職員の協働意識の向上を目指します。また、地域間の相互学習（事例紹介）および先進地の視察等のプログラムを用いながら、活動を通じ地域リーダーを育成し、さらに、地域で設定したテーマに係る専門的知識、活動にあたって助言が必要な場合、アドバイザー（専門家）の派遣を行い、地域での取り組みを支援していきます。

- ・住民モニター制度（施策満足度）の充実
例）住民まちづくり意向調査など
- ・人材・団体情報バンクの創設を検討
例）ボランティア情報や団体情報のデータベース化など
- ・若い世代の意見の反映や若者ネットワークの積極的な活用
例）委員への登用、友達ネットワークを活用した竹原のPRなど
- ・地域活動・地域ワークショップなどへの職員の積極的な参加
- ・地域との協働事業の実施
例）事業の協働化の推進と地域行動プランの連動など

効果的で効率的な住民との協働を進める行政組織づくり

進展する分権型社会システムへの対応として、とりわけ、県からの権限移譲は喫緊に取り組むべき課題であり、新たな社会環境に柔軟に対応していく組織体制の構築に早急に取り組んでいきます。このため、行政目的の類似性、同質性に分類した大きな枠組みに整理し、簡潔で住民に分かりやすい組織づくりを目指すとともに、組織の機能性、機動性の確保に努め、事務事業を効率的、効果的に遂行できる組織の再構築を行います。また、職員定員管理計画が早期に達成できるよう取り組んでいくとともに、同様の取り組みを関係団体にも要請していきます。

なお、行政だけでは、多様化、複雑化する住民ニーズにすべて応えることは困難であると考えており、住民・自治会・NPO・企業等との協働に向けた仕組みづくりは、今後の市政運営においては重要な課題であると認識しており、これらの相談・支援体制を整備していきます。



(2) 積極的な情報の発信

ITの進展に対応した行政情報化の推進

ITの推進は、自宅に居ながらにして様々なサービスが得られるなど、住民サービスへの寄与度は大きいものと考えられており、電子申請の導入等は早期に進めていく必要があります。また、既に庁内LAN等の整備はほぼ終わっており、一層の活用について検討を進めていく必要があります。

また、住民への情報の提供・発信は、「協働のまちづくり」を進めていくうえで重要であり、職員のホームページ作成技術などの技術向上を進めていきます。

- ・電子申請の導入を検討
- ・庁内LANの積極的な活用
 - ～ 給料明細，人事異動通知書の配布の廃止等，ペーパーレス化
- ・電子入札システムの導入

(3) 効率的な行政運営

行財政改革を支える職員の意識改革と政策形成能力の向上

市行政を支える職員には、全員が一丸となって、「住民のための市役所」として、元気な竹原市づくりに向け、分権化社会システムへの対応を図りながら、厳しい財政状況を乗り切る気構えと能力の向上が求められています。

ア 新たな人事管理システムの確立と人材育成基本方針の策定

「人は組織において最も重要な資源である」ことを念頭に、職員が、住民の期待に応え、真に住民本位の行政サービスを提供していくためには、各職員の個性・能力を活かしながら、組織全体の活性化を図っていき、職員がその使命を十分果たせる環境が必要です。

適正な能力実証に基づく給与任用制度の確立を図るとともに、「自ら考え行動する職員」を育成するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、職員の能力開発の効果的な推進と人材育成が一体となった機能を有する人事管理システムを構築していきます。

このため、勤務評価制度を実施し、その結果を適切に反映させた昇給制度となるよう見直しを図るとともに、任用に当たってもより厳格な運用を図ります。

当面、職能成長を図る観点の任用制度を導入するなど、任用とリンクした給与体系制度により、職員の職務意欲の向上を図り、必要な職制の改正を検討します。

イ 意識改革の推進と政策形成能力の向上

住民の視点に立った行財政運営を進めていくためには、経営感覚と住民へのサービス精神を涵養することが必要です。そのため、職員が行政運営に対して、多角的に参加できるような制度や体制の確立、健康管理の充実等を推進していきます。

また、新しい時代の流れの中で、複雑多様化する住民ニーズを的確に把握し、柔軟に対応できる幅広い視野と長期展望を持てる職員を育成するため、専門的知識・能力の習得、職員一人一人のスキルアップを図る研修等を進めていきます。

さらに、従来から組織を横断的に実施している職員提案制度に加え、業務改善についても提案制度を導入し、より実践的に、より大きな効果をあげていけるような仕組みを検討しながら、業務改善を促進していきます。

ウ その他

管理職希望降任制度

管理職のうち、諸事情により職責を果たすことが困難であると感じたりする場合において、職員本人の意思を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の勤務意欲の向上と組織の活性化を図ることを目的として、職員本人の希望に基づく、現在の役職から下位の役職への降任を行う制度の導入を検討します。

職場の接遇の向上

協働のまちづくりの第一歩は、市民に愛される市役所づくりです。接遇のハンドブックの作成などにより、職場のマナーアップに取り組み、市民への接遇を一層向上させていきます。

市長と職員との対話

市長が各職場や若手職員と、竹原市の抱える課題や将来の竹原市のあり方などについて、座談会形式で自由に意見交換し、分権時代にふさわしい「信頼される市役所づくり」を推進するミーティングを開きます。

内部管理経費の削減

財源不足解消に向けての歳出抑制による住民への影響を真摯に受け止め、住民の理解と協力を得るためにも、市自らが徹底した内部努力をはじめ、最少のコストで最大の効果が発揮できるよう、給与関係費のほか、内部管理経費について、一層の効率化・合理化を進めていく必要があります。

低コストで行政サービスを提供していくためには、事務手続きの簡素化・効率化や業務執行方法の改善は不可欠であるため、事務事業の実態調査を実施し、この点検結果等を踏まえ、規制緩和の観点も含めた事務手続き等の見直し、事務事業の実施プロセスの効率化、内部管理経費の削減を図っていきます。

施設の管理運営については、光熱水費・通信費等の節減を図るとともに、民間への業務委託、工夫改善により、効率的な管理運営の実現に努めます。

また、民間活力の積極的な活用や、住民等による自主管理を推進することにより施設運営の活性化につなげます。

ア 給与関係費の抑制

人件費は、経常一般財源の3割程度を占めています。財政健全化に向けた取組みを一層強化するにあたり、社会経済情勢の変動や地方分権の具体化などに伴う行政と民間との役割分担の再構築や、情報通信網・技術の発展などを踏まえた行政事務のスリム化、効率化に取り組み、効果的で効率的な組織の確立と人材の有効活用により、適切な定員管理計画の策定と着実な実施に取り組みます。

また、給与と任用制度の確立などにより、分権化社会に力が発揮できる竹原市となるよう、職員の意欲を高め、市の発展に努めます。

これまで、退職時特別昇給制度の廃止など適正な給与制度の改正を進めてきましたが、これからも職務と職責がより明確化された給料表を導入し、平成17年度人事院勧告で示された給与構造改革の趣旨を踏まえた給与制度となるように取り組んでいきます。

<給与構造改革の概要>

俸給制度、手当制度全般にわたる抜本的な改革を行い、地域における公務員給与のあり方等を踏まえた見直しを行うものです。具体には、民間賃金の低い地域を考慮して、給料水準を全体として平均4.8パーセント引き下げるとともに、民間賃金が高い地域には、一定の地域手当を新設するものであり（竹原市は支給対象地域となっていない。）、現行の号俸を4分割し、職員の勤務実績が反映される昇給制度を導入すること等の改革を行うものです。

定員・給与等の情報については、その状況を定期的に広報紙により市民に公表しているところですが、地方公務員法の改正を受け「竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。条例に基づき、市民にわかりやすい方法で、広報紙やインターネットで公表していきます。

イ 定員の適正な管理

簡潔で効率的な組織作りに一層取り組んでいくために、給食センター整備を含む給食業務のあり方やその他公の施設のあり方について、検討を行う必要があります。

こうした中で、これまで、事務事業の見直しや多様な雇用形態の導入により、現行定員管理計画の目標である平成20年度267人の水準をほぼ達成したところですが、継続して取り組みを進めるため、新たに、平成22年度255名の目標を立て、適正な定員管理を図っていきます。

〔目標〕

行政システムの見直しを行うことにより、組織運営体制の効率化を図り、当面、三位一体改革による影響が不透明ですが、H17年度の職員採用の見送りなど、職員定員管理計画の早期実現を図る中で、人件費を削減します。

(定員管理計画)

区分	実績(策定時)				目 標						改定		計	
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H16～H20	H21～H22	
総職員数 ()は実績	326	319	315	304	298 (288)	289 (268)	286 (270)	275	267	261	255	37	12	
対前年 差 引	-	7	4	11	6	9	3	11	8	6	6		49	

総職員数は、各年度当初の一般職員の数（教育長を除く）

〔目標〕

平成17年度から21年度までの5箇年間で、行財政運営基盤確立のため、人件費、内部管理経費の削減目標額を、次のとおり設定します。

目標額 5箇年計 約14億円

ウ 民間委託の推進

市が実施している事務事業について、住民サービスの視点を踏まえ、地域の実情、効果、必要性等の観点から、民間委託が可能なものについては、行政責任の確保に留意しながら、民間委託等を推進します。あわせて、住民サービスの維持向上、経費節減と事務処理の効率化、民間委託等の受け入れ先等も考慮しながら進めます。

また、民間の専門性や効果が期待できる業務の民間委託を推進します。

多様で複雑化する住民ニーズに対応する住民サービスの維持向上を図る観点から、住民・自治会・NPOなどへの委託や受入れなどを積極的に推進します。

なお、庁舎を含めた公共施設の清掃や、工事施工監理、各種計画作成等について、経費の適正化、事業の効率化の観点から、職員自ら実施すべき部分が実施できるよう、意識改革や職員の人材育成に努めます。

エ 多様な雇用形態の実施

より効率的で効果的な実施に向け、多様な雇用形態の導入を検討し、繁閑に応じた職員の応援や機動的な配置ができるよう、窓口業務等、業務内容や状況に応じて、非常勤嘱託員、人材派遣などの様々な雇用形態を積極的に活用します。

オ 内部管理経費の節減

オフィスコスト節減対策の庁内組織を設置し、物品購入・刊行物購入、光熱水費、通信、コピー経費の一層の節減、印刷物の広報等への集約の推進等、全庁的な内部事務費節減対策に取り組みます。

オフィスコスト節減対策については、長期継続契約が可能なものについては、積極的に導入を検討します。

カ 審議会・協議会・委員会のあり方の検討

開催状況・成果等を勘案し、休止・廃止・統合・委員定数の削減等を検討します。

キ 指定管理者制度の活用

公共性、公益性を確保し、市民福祉を増進するという公の施設の本来の設置目的を効果的かつ安定的に果たすことを基本に、指定管理者制度の目的である、公の施設におけるサービスの向上と管理経費の節減を図るため、適正な管理を確保しながら、当該制度を積極的に活用します。

検討対象施設

総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド、歴史民俗資料館等

ク 第三セクターの見直し

第三セクターは、市の行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体のひとつとして、重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く状況は大きく変わってきています。

また、地方自治法改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能となったことから、第三セクターのあり方も問われています。

こうした中で、行政評価の視点を踏まえた、点検評価の充実・強化を図るとともに、経営状況等について、議会説明やホームページなどを通じた情報公開に努めていきます。

施策の見直し

すべての施策について、聖域を設けることなく、不断の点検を行い、事務事業の休廃止・縮小等の見直し、投資分野の優先度の明確化、補助金の制度的見直しなど、施策の再構築を進めます。

ア 施策点検システムの導入による施策・事務事業の適切な選択と重点配分

施策点検システムを導入し、事務事業の必要性、行政関与の妥当性、公平性の判断を徹底します。システムの運用にあたっては、単に削減のみに力点を置くだけでなく、総合計画の見直しを行う中で、優先的、緊急的な事務事業を立案し、スクラップ・アンド・ビルドを基本としながら、住民ニーズに対応した事務事業の適切な選択と重点配分を行います。その際、事業実施の目的を明確化し、終期の設定等による事業の重点化や費用対効果に基づき事業の見直しを行います。

イ 事務事業の見直し

事務事業実態調査を踏まえ、個別事業の見直しを行い、当初予算編成作業に反映させていきます。

予算編成時のシーリング制度や分野別枠配分などの導入を図ることにより、より効率的で優先度が高い事業を選択した上で予算編成を行うとともに、活力ある市政の展開にむけ、新規事業等に取り組む財源確保を図ります。

〔目標〕

施策点検システムを導入し、事務事業の適切な選択と事業の重点化に取り組みます。

予算編成時に、人件費、公共事業費、公債費等、別途指示するものを除き、要求限度額の設定を図ります。

ウ 補助金等の見直し

行政主導のまちづくりから、住民主体のまちづくりへと変革していくうえで、住民と行政が協働・連携し、創意工夫しながら、まちづくりを共に推進していく時代となり、補助金制度を時代の変化に応じた、柔軟で本来の補助金の役割を果たせるような見直しを行う必要があります。

限られた財源をより有効に活用するため、総額を抑制していく中でも、住民のまちづくりへの意欲を高め、住民活動がより活発に展開されるよう工夫します。

そのために、個々の補助金の必要性や効果等について、客観的な視点から十分なチェックを行い、相対的に役割の小さくなったものを適時廃止・縮小する一方で、新たに必要性が高いものは時期を逃さず採り入れるような仕組みを構築します。

〔見直しの方針〕

公募制の導入

まちづくりに関する住民の意欲を高め、新たな住民活動を促進するよう、公募による住民提案などに積極的に取り組んでいきます。

既存補助金も、個別の要綱などで制度化されたもので公募になじまない場合を除き、公募制に移行していきます。

チェックシートの作成と評価

原則として、補助金交付の前年度に、統一的な観点から補助金の評価を行うためのチェックシートを事業所管課が作成し、庁内横断的に事業内容についての比較考量・評価を行います。

終期の設定

評価の結果、交付が妥当とされた補助金については、原則として3年以内の終期を設定し、終期において目標達成度等の評価を行います。短期的に効果を問われるものについては、1、2年の終期を設定する場合があります。

なお、終期において補助金の継続を提案することも可能とします。

補助率

原則として2分の1以下とします。

なお、2分の1を超える補助を必要とする事業がある場合には、事業の内容や性格によって、補助から委託への切換えなども視野に入れ、評価の過程で、補助事業として行うことの必要性・妥当性等を検討します。

情報公開等

補助対象団体の団体名、事業名、補助申請内容、評価結果など、補助金に関する情報は、原則、公開します。

補助金交付に係る基準の作成

現在の補助金交付においては、公益性の捉え方、補助効果の捉え方、補助団体等と行政の役割分担、補助対象、補助率等について、統一された考え方がなく、それぞれの部門において様々な判断がなされております。今後の補助金交付にあたっては、補助金を効果的、効率的かつ適正に運用し、また、その公平性や透明性等を確保するため、次の内容を基本とした交付基準を定めます。

a 運営費補助

公益上必要と判断される新しい団体の設立に際しては、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤がぜい弱であるため、自立できるまでの一定期間（3年以内）については、運営費に対する補助が必要な場合があります。しかし、長年補助を継続しているにもかかわらず、自主・自立が認められない団体への運営費補助は、廃止の対象とします。

b 外郭団体への補助

外郭団体への補助は、人件費を含む場合が多いため、人員配置の点検など補助額が過大になっていないかチェックする必要があります。市の補助実務担当者が団体の経営実態を把握し、交付の適正化に努めます。

c イベント補助

イベントに対する補助については、毎年実施しているイベントだから例年どおり補助を行うという考えではなく、真に効果があり、多くの住民に波及するようなイベントに対し補助するという視点で、事業内容、補助金の使途について精査します。

〔目標〕

補助金総枠について、住民との協働・連携の視点のもと、公募制の導入や終期や補助率の上限の設定などで節減を図っていきます。

エ 扶助費の見直し

福祉施策としての扶助費は、社会保障制度の一環として支出される経費で、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの法律によるものや市独自のものがありますが、景気の低迷から生活保護者の増加や高齢者の増加と在宅介護支援策の拡大・拡充などにより年々増加し、平成18年度一般会計当初予算では約17.4億円となっています。

扶助費は、基本的には福祉の観点から進めるものであり、少子高齢化と経済状況の悪化が進んだ結果、要介護者、要保護者が増え続けており、今後、行政の責任で行うべき基本的な施策に対して、まず、国の制度等による優先的な財源を配分していくことが必要になります。次に、市の独自制度については、扶助の目的、効果を十分に検証し、時代に見合うものへと定期的に見直しを行い、その結果、効果の低いものは廃止、統合、縮減を検討し、対象者の所得制限を含め、合理的で妥当なものにする必要があります。

なお、生活保護については、近年、その保護率が上昇し、扶助費や他の公的制度の手当ての充実等によって、引き続き、生活保護受給者の自立指導・就労支援などの取組みを行っていきます。

〔目標〕

県の見直しと連動した「ひとり親家庭医療費支給制度」等への一部自己負担の導入を図ります。

国保会計への繰出金抑制及び会計内での対応を検討します。

公共事業の見直し

厳しい財政状況を踏まえ、公共事業などの投資的事業については、短期間での事業費の大きさと、公債費や整備後の維持管理費などの後年度負担が、財政構造に大きな影響を与えます。風水害・震災対策など、その対応が喫緊の課題となっているものを除き、道路整備など住民要望の強い事業や老朽施設の補修などについては、予算配分に優先順位を付けて計画的に実施します。さらに、個々の事業費の圧縮、事業内容の精査、着手時期等の見直しを行うとともに、維持管理・補修に係る経費を考慮した公共事業全体のコスト削減に取り組みます。また、これら事業にかかる公債費の逓減や繰出金の抑制、事業実施期間の延長などによる単年度事業費の抑制などに努めます。

〔目標〕

国県の公共事業見直しに呼応した事業費の精査・縮減を図ります。

市税等債権の確保

税収入の確保、使用料・手数料に係る受益と負担の適正化、財産収入の確保など、自主財源の確保に最大限努めていきます。

ア 市税

市税は、行政サービスを提供するための経費として、広く住民に分担していただくことを旨としております。税の未納に対しては、住民間の公平性の観点からも、その徴収に全力をあげる必要があります。このことは、税に限らず、国民健康保険税をはじめ、各種負担金、貸付金などの徴収についても同様です。これまでもそれぞれの部門を中心に徴収努力を重ねてきましたが、今なお未収金は多額な状況にあることから、納税・納付の義務の啓発とともに、より効果的な対策に取り組みます。

区 分		現状	目標（～H17）	目標（H18～）
市 税	現年度分	98.3%	99.1%	99.1%
	滞納繰越分	10.4%	15.0%	15.0%
住宅使用料	現年度分	92.2%	95.0%	95.0%
	滞納繰越分	5.7%	20.0%	20.0%
保育料	現年度分	98.5%	99.0%	99.0%
	滞納繰越分	13.2%	13.5%	13.5%

(ア) 組織体制の見直し

市税の滞納整理に当たる職員の応援体制を充実・強化し、勤務時間を遅らせる変則勤務を導入するとともに、国税徴収に通じた嘱託員を配置して、市税の滞納整理に当たる職員体制の充実を図ります。

庁内債権確保対策委員会の債権確保関係課が一体となって、強化月間を設定し、連携して、国税 0B 職員を中心に、より効果的で効率的な滞納整理に取り組みます。

また、県が新たにスタートさせる、県職員に市町職員の身分を併任させ、市徴収職員とともに、3月程度の徴収活動を直接実施する取組みの中で、徴収ノウハウを獲得していきます。

(イ) 悪質滞納者への対応

悪質滞納者に対する、債権差押えや住宅明渡しの強制執行など取組みを強化するとともに、国民健康保険や介護保険の給付差し止め、上水道の給水停止など行政サービスの制限などについても、研究を進め実施していきます。

(ウ) 口座振替制度の奨励

口座振替制度は、納付者の利便性を向上させるとともに、納め忘れを防止し、収入率の向上に対する効果があることから、口座振替制度を奨励し、加入率の拡大を図っていきます。

(エ) 課税客体調査による歳入確保

償却資産の現況調査等を適正に実施することにより、課税客体の精度を上げ、本来の歳入の確保に努めます。

イ 未利用財産の有効活用の促進

行政目的としての利用が見込めない普通財産について、公募による一般競争入札の実施など、積極的に処分を進めるとともに、現在有償貸付けを行っている土地等についても、借地権者への売却処分の交渉を進めるなど、未利用財産処分の促進を図り、自主財源の確保に努めます。

ウ 封筒・広報誌・庁舎内掲示その他広告導入による歳入の確保

現在、市は広告掲載費が収入となる、ホームページのバナー広告を導入しており、広報誌へも導入を試みているところです。今後は、封筒等への導入も検討し、一層、歳入の確保に努めていきます。

手数料，使用料等の適正化

現状において，単に歳出を削減するだけでは健全な行財政運営は成り立たちません。民間企業と同様な経営感覚を持って，徹底した経営努力による原価の低減と，利用者である住民へのサービスを向上させることに最大限努めていながら，自主財源の確保に向けた取組みを行い，社会経済情勢に符合した原価計算や受益者負担の原則に基づき収支のバランスを大きく欠いている手数料，使用料等の適正化を図ります。

〔目標〕

ごみの有料化

ごみの減量と負担の公平性の確保のため，環境省のごみ有料化の原則化の動きと併せてごみ処理の有料化の導入に向け検討を進めます。

施設使用料の適正化

使用料については，相当の期間，改定が行われていない状況にありますが，今後は，一定期間ごとの見直しを進めるよう検討します。

市が主催する講習等について，本来，学習の成果が個人の資格取得や利益に帰着するものについては，税負担の公平性とともにも民間での受け皿の整備などを勧告して，市が実施すべき事業かどうかという観点で見直すとともに，必要な受講料等の徴収を検討します。また，引き続き行政が関与すべき事業についても，可能な限りNPOや住民の自主的な参画等による活性化をめざします。

とりわけ，公民館・勤労青少年ホーム等の受講料，住宅駐車場の使用料等，負担の公平性を確保するため，管理運営経費等の状況を明らかにし，必要な経費について，使用料・受講料を適正に徴収します。

使用料減免基準の見直し

また，本来，施設使用料が全額免除される場合は，市又は市が行うべき事業を受託等した場合等が基本と考えられ，これら以外の場合には，公平性を担保する観点から，必要な額を徴収します。

民間資金等の導入の検討

今後，公共施設の整備を行う場合には，民間の資金やノウハウを幅広く活用し，効果的・効率的な整備を行うため，PFIなどの事業手法の導入を積極的に検討します。

また，新たな公共施設の整備にあたっては，公共施設の全市的なバランスを図りながら既存の施設の役割や機能等を見直す中で，整理統合，機能の複合化など効率的・計画的な整備を検討していきます。

企業会計の経営健全化

民間的経営手法の導入や中期経営計画の策定，事務事業の見直しなど，中長期的な視点に立ち，より一層経営の効率化を計画的に推進し，独立採算を基本とした健全な経営に取り組みます。

参考資料 - 財政効果の計画

財政効果額（給与関係費の抑制）

(1) 人件費（職員削減）の見直し

（単位：百万円）

年度(人数)	H17(20人)	H18(3人)	H19(12人)	H20(8人)	H21(9人)	合 計
退 職	180	180	180	180	180	900
		27	27	27	27	108
			108	108	108	324
				72	72	144
					81	81
金 額	180	207	315	387	468	1,557

一人当たり 給与 8,000 千円 共済費 1,000 千円

年度(人数)	H17(0人)	H18(0人)	H19(9人)	H20(5人)	H21(5人)	合 計
採 用	0	0	0	0	0	0
			31.5	31.5	31.5	94.5
				17.5	17.5	35
					17.5	17.5
金 額		0	31.5	49	66.5	147

一人当たり 給与 3,000 千円 共済費 500 千円

(2) 人件費の見直し（時限的な措置による給与カット分のみ）

（単位：百万円）

年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	合 計
効果額	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	12

市長 10% 助役 7% (収入役)教育長 5%

(3) 効果額合計

（単位：百万円）

年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	合 計
効果額	182.4	209.4	285.9	340.4	403.9	1,422

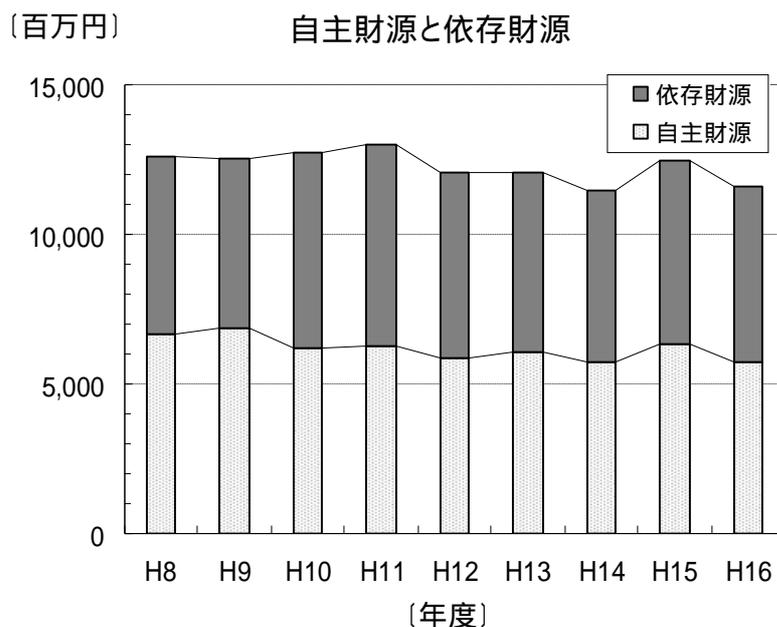
参考資料 - 竹原市の財政の現状

(1) 歳入の状況

ア 自主財源と依存財源

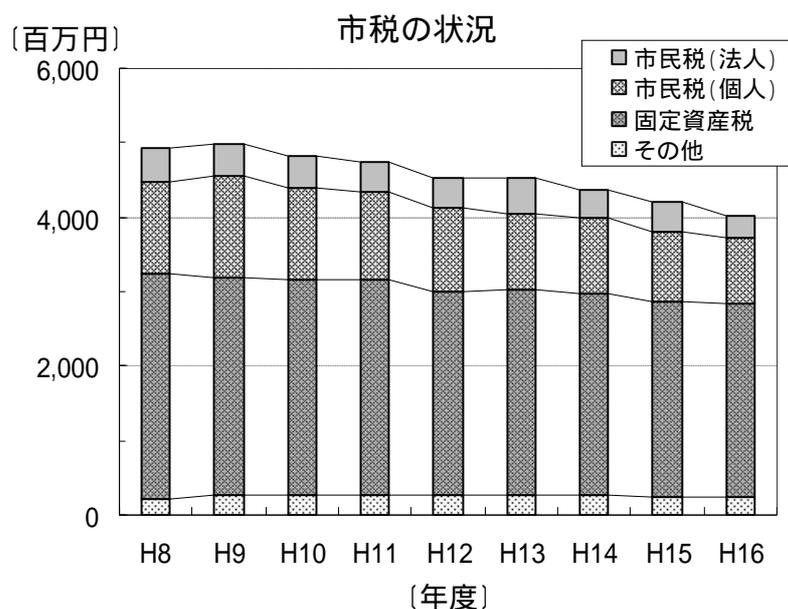
歳入の状況は、平成8年度決算で126億円、平成16年度決算で116億円と減少傾向にある。

自主財源と依存財源の割合はおおむね1対1の割合で推移している。



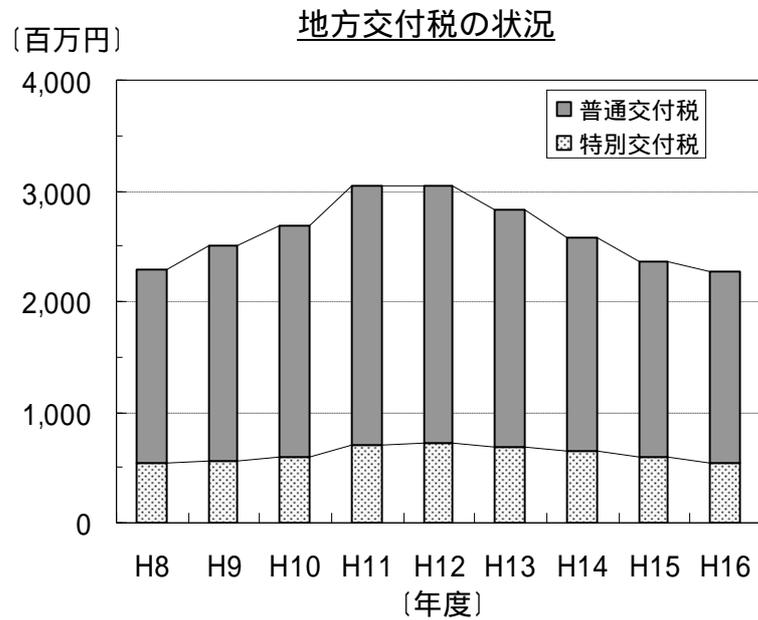
イ 市税の状況

市税の状況は、平成9年度の49.8億円をピークに減少傾向にあり、平成16年度決算は40.3億円となっている。



ウ 地方交付税の状況

地方交付税の状況は、平成12年度の30.5億円をピークに減少傾向にあり、平成16年度決算は22.7億円となっている。

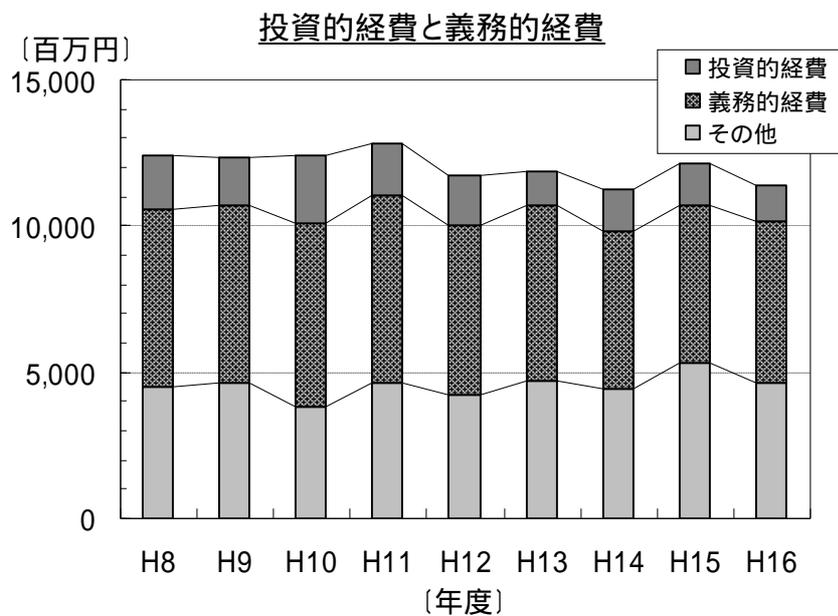


(2) 歳出の状況

ア 投資的経費と義務的経費

歳出の状況は、平成8年度決算で124億円、平成16年度決算で114億円と減少傾向にある。

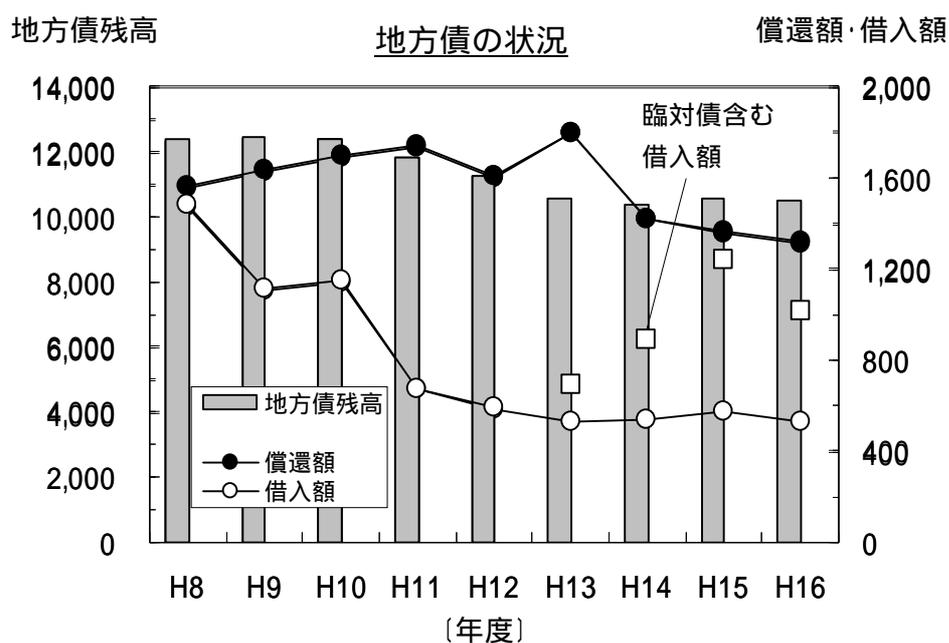
歳出に占める投資的経費は10%～15%の割合で推移しており、義務的経費は45%～50%の割合で推移している。



イ 地方債の状況

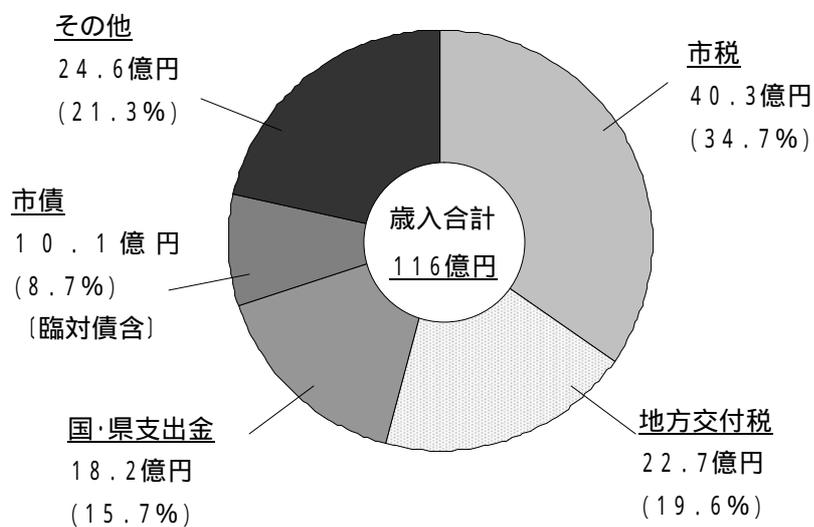
地方債残高は、平成8年度において123億円であったが、平成16年度は106億円となっている。

地方債の借入額及び償還額はともに減少傾向にある。平成16年度の地方債の借入額は5.3億円（臨時財政対策債4.8億円を除く）、償還額は13.2億円。

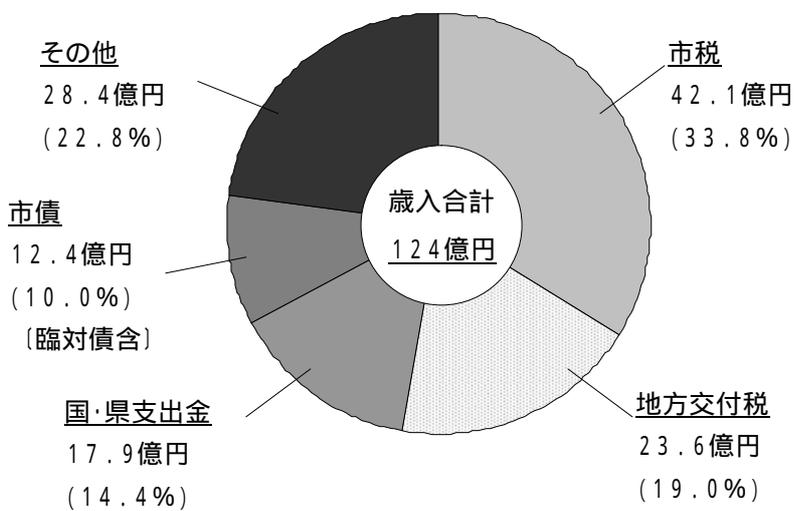


(3) 歳入決算状況

ア 平成 16 年度

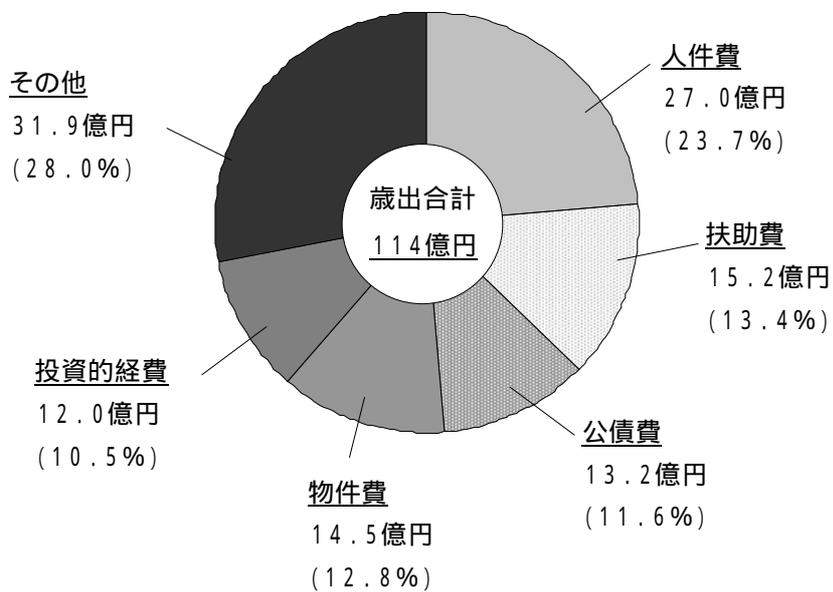


イ 平成 15 年度



(4) 歳出決算状況

ア 平成 16 年度



イ 平成 15 年度

